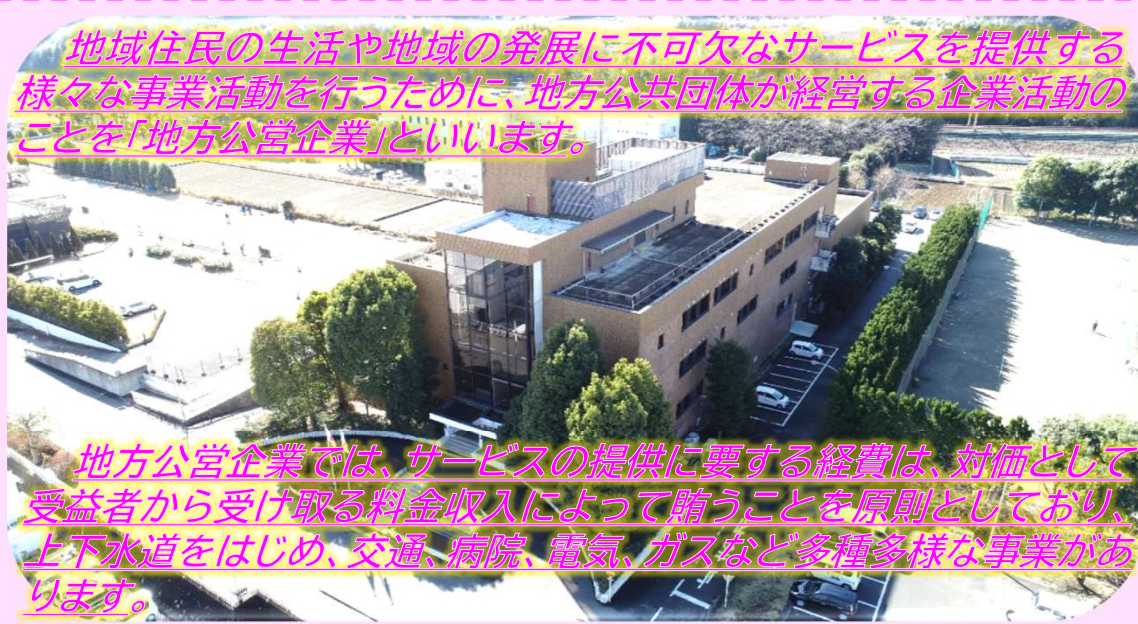


～第7話～「地方公営企業と会計の仕組み」についてのお話

令和3年10月
Vol. 7

地方公営企業とは

地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行うために、地方公共団体が経営する企業活動のことを「地方公営企業」といいます。



地方公営企業では、サービスの提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入によって賄うことを原則としており、上下水道をはじめ、交通、病院、電気、ガスなど多種多様な事業があります。

ハダノ
上下水道物語



地方公営企業には、組織・財務・職員の身分取扱等について、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例を定めた、地方公営企業法が適用されます。適用方法には2種類あり、法の規程全てを適用する「全部適用」と財務規程等のみを適用する「一部適用」があります。

地方公営企業法の適用区分		
当然適用		任意適用
全部適用	一部適用	
水道事業 工業用水道事業 交通事業 電気事業 ガス事業	病院事業 (財務規程など)	湾岸整備事業 市場事業 と畜場事業 観光施設事業 宅地造成事業 簡易水道事業 下水道事業 その他

秦野市では…

地方公営企業法を「全部適用」し、

水道事業
昭和43年度

公共下水道事業
平成28年度

から地方公営企業となりました。

地方公営企業法第3条では、地方公営企業の経営の基本原則について、次のように定めています。

!!注目!! 一般的な行政事務とは大きく異なるポイント

(経営の基本原則)

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

「企業の経済性の発揮」とは、すなわち「独立採算」を求めるということです。

「一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。」(総務省HPより)

この原則を満たすべく、秦野市では、水道事業は「秦野市水道事業給水条例」に、公共下水道事業は「秦野市公共下水道使用料徴収条例」に、収入を得るための料金を定めています。

「税金」と「料金」の役割の違い

「税金」: 富を分配(累進課税)し、公共の福祉を実現 「料金」: 受けるサービス(受益)に応じて、公平に負担

地方公営企業会計の仕組み

地方公営企業では、公営企業会計が採用されており、経営成績や財政状態などを的確に把握することが可能です。

この公営企業会計は、一般会計などで採用されている官公庁会計とは異なる多くの特色を持っています。

特色① 現金主義と発生主義

官公庁会計 = 現金収支の事実に基づく、「現金主義」を採用

公営企業会計 = 現金収支の有無にかかわらず、経済活動が発生した事実に基づき、その都度、仕訳により取引を記録及び整理する、「発生主義」を採用

公営企業会計では、複式簿記により、2つの側面(経済価値の増加と経済価値の減少)から経済活動を記録します。そのため、現金の増減にかかわる取引のみならず、備品や建物の使用に伴う価値の減少などのように、一般的には取引と言われないものについても、取引として扱います。

また、資産、負債及び資本についても、増減や異動が発生の事実に基づいて整理します。

資産 - 負債 = 資本(資産 = 負債 + 資本) ※ 資産と負債及び資本は、常に均衡しています。

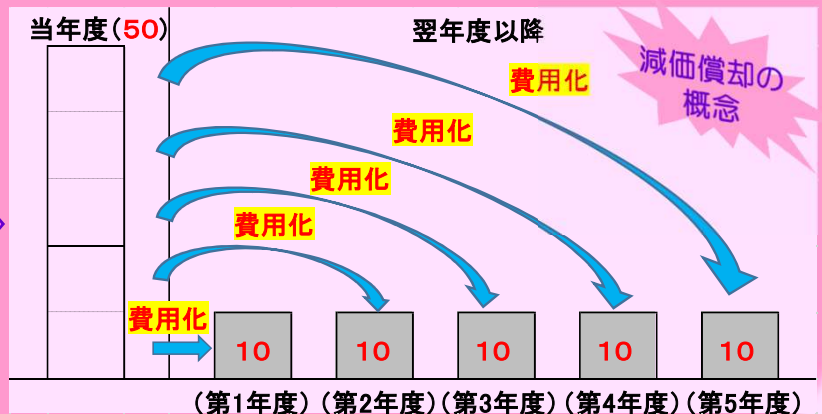
特色② 期間損益計算と費用配分の原則

官公庁会計 = 現金主義であるため、当年度の現金支出については、当年度の費用となる。

公営企業会計 = 発生主義により「期間損益計算」が重視されるため、現金支出があっても、すべてが当年度の費用とはならない。【費用配分の法則】

費用配分の法則

建物の建設のように、当年度の支出の効果が数年間に渡り持続するもの(固定資産)については、経年的な経済価値の減少額として、各年度に減価償却費が計上されます。



特色③ 収益的収支と資本的収支の区分

官公庁会計 = 予算は、全ての収入を歳入、全ての支出を歳出として、予算は同額で計上
また、決算では、それぞれを合算して差引剰余金を計算

公営企業会計 = 収入及び支出を次のように区分し、期間損益計算を明らかにする。
また、収入と支出の予算は同額ではない。

- ① 当年度の営業活動に基づく収支(収益的収支)
- ② 資産の増減に関する取引に基づく収支(資本的収支)

① 収益的収支

→ 例) 水道水をつくり、各家庭まで届けるための経費

【収益】

- ・水道料金
- ・利用加入金 など

【費用】

- 水道施設の維持管理費 など

② 資本的収支

→ 例) 水道施設を改良・更新するための経費

【収入】

- 水道施設を改良・更新するための借金(企業債)や国県補助金 など

【支出】

- 工事費や過去に借り入れた企業債の償還に係る費用 など